

Germany's Orientation Course (Orientierungskurs): Comparing Textbooks Used in Germany's Orientation Course with Guide to Life in Japan, Intended for Use by Technical Interns

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-06-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Shimura, Megumi メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00062732

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



論文

ドイツのオリエンテーションコース (Orientierungskurs) について

— 外国人技能実習生用の『日本の生活案内』とオリエンテーション コースの教科書を比較して —

志村 恵^{注1}

要 旨

ドイツでは統合コース(Integrationskurs)(語学コース(Sprachkurs)と社会・政治・歴史・文化についてのオリエンテーションコース(Orientierungskurs)から成る)を実施している。このオリエンテーションコースは、規定(Verordnung über die Durchführung von Integrationskursen für Ausländer und Spätaussiedler)やカリキュラム(Curriculum für einen bundesweiten Orientierungskurs)に基づいて作られた認定教科書を使って、「ドイツの国家体制についての理解を呼び覚ます」「ドイツについての肯定的評価を涵養する」「居住者や市民としての権利や義務についての知識を伝える」「自分で情報を得ていく能力を形成する」「社会生活に参与していく能力を形成する」「異文化理解の能力を獲得する」ことなどを目的として実施されている。

本論文では、オリエンテーションコースの教科書と日本の外国人技能実習生用の『日本の生活案内』(Guide to Life in Japan)を比較することで、オリエンテーションコースの特徴を際立たせたい。こうした社会・政治・歴史・文化への理解と多文化への寛容を養成するドイツを含む各国の取り組みは、今後定住外国人市民が増大すると思われる日本においても、われわれに大きな示唆を示している。

キーワード：ドイツ，統合コース，オリエンテーションコース，技能実習生，
日本事情教育，統合政策

はじめに

ドイツは1950年代、イタリアを皮切りに(1955年)、トルコやギリシャ等と相次いで二国間条約を締結し、多くの外国人労働者(しばしばゲストワーカー”Gastarbeiter”と呼ばれた)を受け入れた。しかし、これらの労働者なしに産業が成り立たないほどこれら外国人労働者が多数になっても、ドイツは公式に「移民国家」であることをなかなか認めなかった。やがて、これらの外国人労働者が定住し、世代を重ねることで、ドイツ社会への統合が大きな政治課題となり、ようやく2005年に、「移民法」(Zuwanderungsgesetz)が¹制定されるに至った。

ドイツでは、この法的枠組みのもと、次第にドイツ語およびドイツ事情教育に力を入れ、現在ではドイツ語の「語学コース」(Sprachkurs) (600時間。必要な場合は900時間)とドイツの社会・政治・歴史・文化等についてのコース(「オリエンテーションコース」(Orientierungskurs)と呼ばれ、現行では100時間)を併せた「統合コース」(Integrationskurs)²の受講が該当する者には義務づけられている³。

一方、日本においては、1990年に「出入国管理及び難民認定法」を改正し、日系外国人に単純労働への従事を認めることになり、また、1993年にはいわゆる「技能研修生制度」を創設し、それまで日系外国人にしか許されていなかった単純労働への道を拓いた。同制度は、2010年に「技能実習生制度」に変更され、現在も運用されている。外国人技能実習機構によれば、2018年末で約39万人の技能実習生がさまざまな分野において働いている⁴。

2018年12月18日、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が可決され、2019年4月1日施行された。この改正によって、新たに特定技能1号・2号という在留資格が創設された。特定技能2号においては、在留期間が10年まで認められる。この制度については現在でもさまざまな議論があるが、この改正によって、今後日本においても長期滞在や定住を志向する外国人が増えるのではないかと考えられている。こうした状況に対応するため、筆者らは、ドイツの「オリエンテーションコース」を参考に、永住・定着志向のある就労者としての外国人市民の社会統合を進めるための「日本社会適応・定着プログラム」の開発を目指しているが、本稿では、ドイツの「オリエンテーションコース」の教科書と技能実習生の研修等で一部使用されている『日本の生活案内 外国人技能実習生必携』⁵を比較することで、ドイツのオリエンテーションコースの特徴を際立たせるとともに、日本における永住・定着志向のある就労者としての外国人市民への日本事情教育の課題について議論したい。

Ⅰ. 「統合コース」および技能実習生への研修に関する法的枠組み

ドイツの統合コースは4層の法的枠組みによって運営されている。すなわち、「移民法」の構成パッケージである「滞在法」(Aufenthaltsgesetz)、「統合コース規定」(Verordnung über die Durchführung von Integrationskursen für Ausländer und Spätaussiedler)^{注6}、統合コースの「実施要項」(Konzept für einen bundesweiten Integrationskurs)^{注7}および語学コースとオリエンテーションコースそれぞれのカリキュラムの4層である。なお、語学コースのカリキュラム(Rahmencurriculum für Integrationskurse - Deutsch als Zweitsprache)^{注8}、オリエンテーションコースのカリキュラム(Curriculum für einen bundesweiten Orientierungskurs. Überarbeitete Neuauflage für 100 UE – April 2017)^{注9}および「統合コース規定」は必要に応じて改訂されている。

移民法・滞在法	
統合コース規程	
統合コース実施要項	
語学コースのカリキュラム	オリエンテーションコースのカリキュラム

表 1. 統合コースの4層の枠組み

統合コースの目的は、「滞在法」第43条第2項によって、「外国人にドイツの言語、法秩序、文化、歴史を効果的に伝えることである。これによって、外国人は他者の支援や仲介なしに、日常生活のあらゆる事柄に自立的に対応できる程度にまで共和国の生活状況に慣れ親しむようになる。」^{注10}と定められている。一方、オリエンテーションコースの目的は、オリエンテーションのカリキュラムによれば、「社会の基本的価値についての知識や、ドイツの法秩序、歴史、文化、政治制度についての知識が、新しい社会での適応をたやすくし、また一体化の可能性を作り出す」^{注11}ことから、「ドイツの国家体制についての理解を呼び起こす」、「ドイツについての肯定的評価を涵養する」、「居住者や市民としての権利や義務についての知識を伝える」、「自分で情報を得ていく能力を形成する(情報リテラシー)」、「社会生活に関与していく能力を形成する(行動能力)」、「異文化理解の能力を獲得する」^{注12}とされている。

オリエンテーションコースは、2005年に30コマで始められたが³、2013年に60コマに、そして更に2017年には100コマに増やされた。これにより、当然より詳しい内容が盛り込まれることになった。カリキュラムの構成は、「Ⅰ 全体的な目標設定」、「Ⅱ カリキュラムの基準」、「Ⅲ 学習目標と内容」からなり、具体的なモジュールは、以下の通りである^{注13}。

- 導入(3コマ) (1コマ=45分)
- モジュール1：民主主義における政治(35コマ)
- モジュール2：歴史と責任(20コマ)
- モジュール3：人と社会(38コマ)
- エクスカーション(10コマまで：この時間数は各モジュール内に含まれている)
- まとめ(4コマ)

各モジュールには、そのモジュールの目的と「a.上位の学習目標・テーマ」(Übergeordnete Lernziele/Themen)が設定され、さらに「b.テーマ－細かい学習目標－学習内容」(Themen－Feinlernziele－Lerninhalte)として、「テーマ」(Thema)、「細かい学習目標・参加者ができる事」(Feinlernziel, Die KT=Kursteilnehmenden können...), 「内容」(Inhalte)、「参照」(Verweise)、「コマ数」(UE=Unterrichtseinheit)の表が掲載されている。たとえば、モジュール3「人と社会」では、モジュールの目的を「ドイツ社会は文化的宗教的な多様性を建設的で平和な共生へと移行させるという課題に取り組んでいる。基本法によって定義された民主主義の諸原則および基本権によって明確にされているさまざまな自由の枠組みでは、自分の立場を自覚すること、相互に寛容であること、対立を非暴力的に解決する能力が中心的価値を持つ。」^{注14}とした上で、「a.上位の学習目標・テーマ」として、参加者が「自由、自己決定、寛容といった諸原則が、ドイツにおける平和的共生と建設的協同の重要な基盤であることを認識できる」こと、「異文化間の重要な差異と共通点を記述し、日常の状況や対立場面において適切な行動を選択できる」こと、「統合が成功するための重要な前提条件が何であるか記述し、移民と受け入れ社会相互の責任を認識できる」こと、「ドイツにおける宗教、宗派、信条、信念の多様性について記述し、これが基本法の謳う宗教・信条の自由によるものであることを認識できる」こと、「どのようなことが相互の寛容を示す指標であるか記述し、異なる宗教的信念や宗教観を持つ人々が尊重し合う平和的共生にとって、寛容がいかに重要であるか適切に位置づけできる」^{注15}ことが挙げられている。そして、たとえば同モジュールの「宗教の多様性」を扱う単元のためには、「b.テーマ－細かい学習目標－学習内容」として、次頁のような表が掲載されている^{注16}。

また、実際の授業の実施・運営にあたっては、統合コースおよびオリエンテーションコースの目的に沿って、次のような原則で授業が行われるべきとされている(概略)^{注17}。

- 参加者主体：テーマ設定は参加者の生活圏から。これにより学習者の継続的学習を支援する。参加者の経験、予備知識、多様な学習文化に配慮する。教授者の異文化コミュニケーション能力が成功の鍵である。
- 基本にとどめる：複合的な内容や関連性は本質的なものにとどめておくこと。

テーマ	細かい学習目標 参加者ができる事	内 容	参 照	コマ数
宗教の多様性	<ul style="list-style-type: none"> ■ ドイツにおけるさまざまな宗教、信念、信条を言える。 ■ 宗教のさまざまな表現の例を挙げられる。 ■ さまざまな宗教、信念、信条との上手な付き合い方に関する自分自身の思いを表現できる。 ■ さまざまな宗教、信念、信条を持つ人たちとの尊敬に満ちた寛容な付き合いのための条件や原則を上述の思いから導き出せる。 ■ 他の移民・難民グループと尊敬心を持って寛容に付き合える。 	<p>さまざまな宗教、信念、信条の、あるいは宗教にとらわれない人たちのドイツにおける広がりについての概況。</p> <p>シンボル。儀礼。祝祭。祝日。</p> <p>例えば、自由な宗教実践のさまざまな側面。互いに尊敬し合う寛容で偏見のない出会い。学校内外における各宗教の宗教教育・倫理教育。</p> <p>宗教の自由。政教分離。他の宗教的信仰を持つ人たちや宗教を持たない人たちのことを自分自身の思いに基づいて理解する。</p>	<p>モジュールⅠ 基本法で謳われている基本権</p> <p>モジュールⅢ 寛容と共生</p>	6コマ

表2. 宗教の多様性についての細かい学習目標等

- アクティブラーニング：参加者が積極的に授業に参画することを可能にし、自立的洞察力の獲得を重視する。
- 多様な視点からのテーマの選択：授業では対立する立場が提示され、議論される。参加者は自分と異なった立場を体験し、異なるものへの理解と寛容性のための基本姿勢を身に付けるようにする。
- 大人向けの授業形態：学習者と教授者の関係はお互いに学びのパートナーとして敬意に満ちた対等なものとする。
- 多様な社会形態：学習の社会形態は多様なものとし、主体的な学びが促進される。その際、学習者のこれまでの学びの経験と前提条件に配慮する。
- 多様な教授方法：テーマの多属性と学習者のニーズを考慮して、学習方法も多様なものとする。
- 自立的学習の促進：学習者は新しい学習方法をも身につける。学習内容を自立的に復習し、深化するノウハウを得る。

一方、技能実習生が受けるべき来日前・来日後の日本語研修や日本における生活案内の研修は、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則」(平成二十八年法務省・厚生労働省令第3号)^{注18}によって定められている。同

規則第10条によると、第一号技能実習に関して、入国後、「(1)日本語」、「(2)本邦での生活一般に関する知識」、「(3)出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法その他技能実習生の法的保護に必要な情報」、「(4)本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識」を座学によって研修させることになっている。その際、その研修時間は、技能実習の予定時間全体の六分の一以上とされているが、過去六か月以内に、(1)(2)または(4)に掲げる科目を一月以上の期間かつ百六十時間以上の課程で座学によって実施された「入国前講習」を受けた場合は、十二分の一以上となる。したがって、実習予定時間が一年の場合は、「入国前講習」を受けた場合、研修は一か月以上となる。ただ、この日本語や生活一般に関する知識等の内訳については何も規定がないので、それぞれ何時間あてられるかは実施主体に委ねられている。実際の研修の例であるが、A県のB管理団体の研修スケジュールを見てみると、36日間(休日・祝日12日を含む)174時間の講習のうち、「日本の生活案内」にあてられた時間数は、1日8時間のみである^{注19}。また、同県のC管理団体の研修では、26日間(休日4日を含む)174時間のうち、「日本の一般常識と生活」に対し半日間4.5時間があてられているに過ぎない^{注20}。

II. 教科書の比較

ここでは、前述の国際研修協力機構の編集による『日本の生活案内 外国人技能実習生必携』とドイツのオリエンテーションコースの教科書の一つである『オリエンテーションのために』(Zur Orientierung)^{注21}を、分量・構成、図版等、教授内容などから比較検討する。なお、オリエンテーションコースのために出版されている教科書は5種類あるが^{注22}、本論では、著者等が2019年1月に視察したドイツD州E市の「市民大学」(Volkshochschule)のオリエンテーションコースで使用されていた『オリエンテーションのために』を比較の対象としたい。

II. 1. 分量・構成

『日本の生活案内』の大きさはA5版で、ページ数は174ページ。したがってA4版に換算すると半分の87ページということになる。基本的には、左のページに日本語の説明、右のページに外国語(英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語等12か国語)の説明が掲載されているので、結局分量はさらにその半分のA4版換算で43.5ページ相当ということになる。構成は、「はじめに」のあとに1章から27章が続き、最後に「備忘録」が配置されている。「備忘録」を除くと、実際の分量は43ページとなる。

一方、『オリエンテーションのために』はA4版で109ページ。ドイツでの生活に支障のない程度のドイツ語(CEFRでA2/B1レベル)の修得を終えた者が履修することになっているので、すべてドイツ語で表記されていて、対訳にはなっていない。構成は、「モジュール0」「モジュール1」「モジュール2」「モジュール3」「おわりに」「参考」で、モジュールに関しては、前述のカリキュラムに定められた内容に準拠している。テキスト部分のページ数は確認テストや資料の部分を除くと、76ページである。これは『日本の生活案内』の約1.8倍である。

II. 2. 図版等

『日本の生活案内』においても『オリエンテーションのために』においても、写真やイラストなど多様な図版等を用いてわかりやすい編集がなされている。

『日本の生活案内』では、写真が³13点(11.6%)、イラストが³80点(71.4)、図表が³19点(17.0%)の合計112点が使用されている。一方、『オリエンテーションのために』では、写真が³248点(68.9%)、イラストが³102点(28.3%)、図表が³10点(2.8%)^{注23}の合計360点が掲載されている。『日本の生活案内』の112点と『オリエンテーションのために』の360点を比較すると、全体の分量の差(『オリエンテーションのために』が1.8倍)を勘案しても、ページ面積当たりの図版等の使用量は、『オリエンテーションのために』の方が豊富であり、ヴィジュアルにより強く訴えるような構成になっていると言える。また、『日本の生活案内』では、写真よりイラストの使用が多かったが(11.6%と71.4%)、『オリエンテーションのために』では写真の方が多く(写真が68.9%、イラストが28.3%)、ちょうど逆の関係と言える。紙面から受ける印象としては、『日本の生活案内』の方が、親しみやすさに重点を置いているのに対し、『オリエンテーションのために』の方は、イラストの使用を写真では伝わりにくい場合に限り、なるべく場面のリアルさ、純正性を重視して、実際の社会生活を意識しているように思われる。また、具体的な人間個人の顔が写っている写真が多いということも特徴として指摘できる。例えば、後述の宗教の多様性がトピックになっている単元では、複数の人間個人の考えがその個人の写真や名前、年齢付きで掲載されている。他の単元でも、インタビューには個人写真が添えられており、インタビューを受ける人の年齢や性別、人種も多様である。このように「個」を強調することで、ドイツ社会の多様さを表現し、また学習者に対して1つの考えを押しつけるのではなく、多様な考えを共有し受け入れることを促そうとしている^{注24}。

また、『日本の生活案内』において注目すべき点は、写真の使用例の少ない中において提示されている13枚の写真のうち、ATM機や電話機などの生活場面のものもあるが、警察や消防署、ゴミ収集車など公的機関関係のもの割合が比較的多い点である^{注25}。

II. 3. 説明方法・授業の構成

『日本の生活案内』では、ハンドブックという性格からか読者への発問や設問、課題などではなく、すべての項目において説明のみが淡々と続く。当然、クラス内での議論やグループワークなどは設定されていない。たとえば、宗教に関する「日本人と宗教」においては、「外国人にとって驚きであり、理解し難いことの一つに日本人の宗教心があります。日本にも数多くの宗教団体等が存在しますが、圧倒的多くの日本人は特定の宗教に対する明確な信仰心を持っていません。日本人の私生活をよく観察すると分かりますが、正月には神社(神道)に祈願に行き、春や秋の彼岸のときにはお寺にお墓参り(仏教)に行き、そしてクリスマス(キリスト教)にはケーキでお祝いしたりしています。あるいは、七五三で神社にお参りし、結婚式は教会で挙げ、お葬式はお寺で行ったりしています。このような実態からみても、日本人は一部の人々を除くと、宗教に対する理解も知識も持っていない不思議な民族と映るかもしれません。しかし、日本では信教の自由が憲法で保障されていますから、技能実習生が自分の宗教を信じることは自由です。したがって、技能実習生の宗教が問題になることはありません。ただ、宗教はあくまでも個人の問題ですので、一般的には会社という組織が技能実習時間中の宗教行動に対し特別な配慮を払うこともないと考えてください。つまり、技能実習時間中にお祈りの時間を個人的にとりたいという希望は当然聞き入れられるはずだと考えるとトラブルになるかもしれません。お祈りの時間を取る場合には、宗教上の務めとなっていることを説明しあらかじめ技能実習指導員とよく話し合い、技能実習に迷惑のかからない範囲内で、たとえば、休み時間を切り詰めるとか、お祈りの時間分の技能実習を別途するとか、周囲の人達の理解が得られる方法を探られることをお勧めします。」^{注26}との説明が単に述べられているだけとなっている。この説明においては、多様な宗教的背景を持っている人たちに対し、日本社会では「特別な配慮」がなされないことを強調するとともに、説明内容も一般に言われているいわゆる「日本人無宗教論」のステレオタイプ的見解を述べているに過ぎず、統計などの宗教学・社会学的エビデンスが示されているものではない。

一方、『オリエンテーションのために』では、各単元がさまざまな設問や選択問題を伴っており、クラス内での議論やグループワークを前提とする構成となっている。たとえば、同じく宗教を扱った単元「宗教の多様性」では、キリスト教、ユダヤ教、イスラームなど多様な宗教を示す写真と統計を掲載した上で、参加者に3ページにわたって、説明文を読んだの○×問題(「テキストを読んで、以下の文章が正しいかどうかチェックしてください」)、宗教についてのインタビュー(前述のように個人の名前と年齢、写真付き)からの聞き取り問題^{注27}、写真と説明を結びつける問題(「正しい写真と文章

を結んでください)」,そして,クラス内での宗教行事についての話し合い(「あなたの国ではクリスマスとイースターをどんな風に祝いますか?」「あなたの国ではどんな宗教的なお祝いですか?」),さらにはグループワーク(「あなたの宗教について連想図を作ってください。クラスメートと比べてみてください)」等を課している^{注28}。

II. 4. 教科書で取り扱われているトピックス

ここでは、『日本の生活案内』および『オリエンテーションのために』で扱われているトピックスを紹介する。

『日本の生活案内』では,以下の27の項目が並べられており,それぞれ説明文がイラスト等と共に掲載されている。以下,トピックスを掲載順に示す。

- 日本人側からの苦情等
- 生活指導員
- 日本人の私生活
- 礼儀と節度が大切(人の呼び方,あいさつ,みだしなみ,時間厳守,チップ,その他のルール)
- 住宅の利用(玄関,タタミ,フuton(布団)とベッド,お風呂とシャワー,トイレの型式,ガス,電気器具,水,その他注意事項)
- 食事とエチケット(ハシを使う食事,手で食べない,お皿の数)
- ゴミの出し方
- ショッピングの注意(値切る習慣はない,試食してはならない,セルフサービス店,消費税)
- 交通ルールと交通機関(交通ルール,乗り物の利用方法,自転車の正しい乗り方)
- 銀行と郵便局(銀行,郵便局)
- 宅配便(国内宅配,外国宅配)
- カード社会(キャッシュカード,テレフォンカード)
- 円と為替
- 四季の生活(気温と防寒対策,天気予報,衣替え,季節の食材)
- カレンダーと行事(祝日とその意味,祝日以外の休日,季節の行事)
- 日本人と宗教
- 印鑑の社会
- 公共施設の有効利用
- 警察と交番制度

- 消防署と消火器
- 地震と台風(地震, 台風)
- 病気やケガをしたとき(医者の利用および健康管理, 医療に要した費用, 病院で使う言葉)
- 社会保険と労働者災害補償保険(社会保険, 労働者災害補償保険)
- 所得税と住民税(所得税, 住民税)
- マイナンバー制度
- 国際電話と携帯電話のかけ方(国際電話のかけ方, 携帯電話のかけ方)
- JITCOの技能実習生相談

一方、『オリエンテーションのために』では、カリキュラムに指示されているモジュールに従って、以下のような項目が立てられている。

モジュール0

- ドイツについての小クイズ
- 私の町案内
- 市町の責務

モジュール1「民主主義の中の政治」

- ドイツの政治と民主主義
- 国のシンボル
- 州
- 政党と国政選挙
- 政党と地方選挙
- 三権分立と自由・民主主義の基本ルール
- 政治参画
- 法治国家ドイツ, 権利と義務
- ドイツの行政機構
- 社会国家ドイツ
- 社会的市場経済
- まとめ

モジュール2「歴史」

- 歴史と責任
- ナチスと第二次世界大戦
- ドイツの戦後の時代
- 分裂から再統一へ
- ドイツへの移民の歴史
- ヨーロッパ共同体
- まとめ

モジュール3「人と社会」

- 全部ドイツ
- 地域の多様性
- 文化の氷山モデル
- ドイツの人びと
- 教育は州の管轄
- 宗教の多様性
- 典型的にドイツ的なこと
- 文化理解：行動とルール
- まとめ

II. 5. まとめに代えて

内容の検討から言えることは、『日本の生活案内』は当然ながら、情報を提供する単なる生活ガイドの側面が強いということである。『日本の生活案内』はあくまでも前述のように、「(1)日本語」、「(2)本邦での生活一般に関する知識」、「(3)出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法その他技能実習生の法的保護に必要な情報」、「(4)本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識」を「座学によって研修させる」ことを目的として設定される研修の一部で利用されるために作成されたハンドブックだからである。そこでは自立した市民として今後日本社会で生きていくこと、日本社会に参画していくことは想定されておらず、一定期間を過ぎれば母国に帰国する「実習生」のためのものであるとの位置づけであろう。また、日本の生活についての説明の重点が、「実習生」の指導と管理に置かれている印象が強い。それは、この『日本の生活案内』に挙げられている最初の項目が「日本人側からの苦情」、二番目が「生活指導員」であることに如実に現れている。それに続く項目でも、「礼儀と節度が大切」「住宅の利用」「ゴミの出し方」「ショッピングの注意」「交通ルールと交通機関」など、ルールや規則の説明が並んでいる。以上のように、『日本の生活案内』は注意や指導の側面が強く、またどうしても外国人は迷惑をかける存在、指導と管理の対象だとの印象を受ける。マンガ風のイラストを多用して一見「わかりやすさ」を醸し出しているようにも思われるが、他方ではこれは外国人を自立した大人の存在と見ていないとも言えるのではないだろうか？

これに対して『オリエンテーションのために』は、前述のように、「ドイツの国家体制についての理解を呼び起こす」、「ドイツについての肯定的評価を涵養する」、「居住者や市民としての権利や義務についての知識を伝える」、「自分で情報を得ていく能力を形成する」、「社会生活に関与していく能力を形成する」、「異文化理解の能力を獲得する」ことを目標としているため、内容としては社会定着のための社会制度や民主主義の原則等についての理解が中心である。また、その研修の実施においても、自立した市民への涵養の視点が明確で、自立的学習への促しが意識的になされている。また、実際のクラスにおいても協働的・主体的な学びによって多文化共生・相互理解の姿勢が獲得されるよう運営されている。そして、多文化共生社会を目指すのであるならば、学習の場であるクラス自体も多文化共生的であるべきであろう^{注29}。

以上のように、『オリエンテーションのために』は、前述の規程やカリキュラムに立脚した、ドイツ社会への定住やドイツ社会での社会参画を促す内容となっている。今後日本においても 外国人市民の定住や長期滞在が進むと思われるが、ドイツを含む各国の取り組みを参考に、日本社会への定着・統合と社会参画を目指す、日本社会の

特性に即した本格的な研修カリキュラムやそれに基づく教科書の開発が必要だと思われる。

【謝辞】

本研究は、科学研究費助成金基盤研究(C)課題番号：18K00712の「外国人労働者の社会適応・定着のための『日本事情学習プログラム』の開発・試行」志村恵・深澤のぞみ(金沢大学)(2018年度～2020年度)の助成を受けたものである。

【注】

ホームページ等はすべて2021年1月30日に最終閲覧した。

インタビュー調査に関しては、金沢大学人間社会研究域「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会の承認を受けている(2018-41)。

- 1 金沢大学人間社会学域国際学類
- 2 「統合コース規定(2017年改正)」(Verordnung über die Durchführung von Integrationskursen für Ausländer und Spätaussiedler)第11条, 第12条, 第13条参照。なお, 900時間のコースの対象者は非識字者や進学希望者等である。
<https://www.gesetze-im-internet.de/intv/index.html#BJNR337000004BJNE001403377>
また, オリエンテーションコースの実施機関や参加人数等の統計に関しては, たとえば, „Bericht zur Integrationskursgeschäftsstatistik für das Jahr 2019“を参照。
https://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Statistik/Integrationskurszahlen/Bundesweit/2019-integrationskursgeschaeftsstatistik-gesamt_bund.pdf?__blob=publicationFile&v=3
- 3 「滞在法」(Aufenthaltsgesetz: Gesetz über den Aufenthalt, die Erwerbstätigkeit und die Integration von Ausländern im Bundesgebiet)第44a条。
https://www.gesetze-im-internet.de/aufenthg_2004/BJNR195010004.html
なお, 「滞在法」は「移民法」(Gesetz zur Steuerung und Begrenzung der Zuwanderung und zur Regelung des Aufenthalts und der Integration von Unionsbürgern und Ausländern) (Zuwanderungsgesetz)の構成パッケージの一つである(「移民法」第1条)。
https://www.bmi.bund.de/SharedDocs/gesetzestexte/DE/Zuwanderungsgesetz.pdf?__blob=publicationFile&v=1
- 4 <https://www.otit.go.jp/files/user/191001-18-1-2.pdf>
- 5 公益財団法人国際研修協力機構(編)『日本の生活案内 外国人技能実習生必携』(英語版)2018年改訂第2版。なお, 他にも, 難民事業本部・アジア福祉教育財団『生活ハンドブック 認定された方の日本でのくらしのために』(第3版:2014年)や出入国在留管理庁(監修)『生活・就労ガイドブック ～日本で生活する外国人の皆さんへ～』(2019年)があるが, 実際の研修での使用頻度に鑑み, 本研究では, 『日本の生活案内 外国人技能実習生必携』を比較対象とする。『日本の生活案内 外国人技能実習生必携』は, 現在英語, 中国語, インドネシア語, ベトナム語, タイ語, フィリピン語, ミャンマー語, カンボジア語, モンゴル語, ラオス語, シンハラ語, ネパール語の12種類あり, 2020年12月25日には, 新型コロナウイルスを含む感染症に関して記述した添付用文書が作られた。https://www.jitco.or.jp/text/pdf/text_info.pdf および<https://www.jitco.or.jp/ja/service/material/>
- 6 注2参照。
- 7 https://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Integration/Integrationskurse/Kurstraeger/KonzepteLeitfaeden/konz-f-bundesw-integrationskurs.pdf?__blob=publicationFile&v=8

- なお、「実施要項」との訳語については、吉満たか子「ドイツの移民・難民対象のオリエンテーションコースのカリキュラムと教科書に関する一考察」In:「広島外国語教育研究」2020年、による。
- 8 https://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Integration/Integrationskurse/Kurstraeger/KonzepteLeitfaeden/rahmencurriculum-integrationskurs.pdf;jsessionid=D63DBD3CAD4145048F08D4860D6D7E7B.internet552?__blob=publicationFile&v=8
 - 9 https://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Integration/Integrationskurse/Kurstraeger/KonzepteLeitfaeden/curriculum-orientierungskurs-pdf.pdf;jsessionid=F594B17D33DB7BE2EC4829C078374AB1.internet571?__blob=publicationFile&v=6
 - 10 注3参照
 - 11 「オリエンテーションコースのカリキュラム」7頁、および「実施要項」7頁。
 - 12 「オリエンテーションコースのカリキュラム」7頁、および「実施要項」29頁以下。
 - 13 「オリエンテーションコースのカリキュラム」12頁、および「実施要項」31頁。具体的な学習目標や内容については「オリエンテーションコースのカリキュラム」22頁以下。なお、「モジュールごとの授業コマ数は、使用される時間数の目安を示しているが、コースの流れによってはモジュールの順番も含め弾力的に運用してもよい」(「オリエンテーションコースのカリキュラム」12頁)とされている。実際、著者等が2019年1月に視察したドイツD州E市の「市民大学」(Volkshochschule)での授業においては、比較的難しい内容の社会的市場経済を扱った後、ドイツ各州の名物料理を扱う単元に飛んだ。
 - 14 「オリエンテーションコースのカリキュラム」38頁。
 - 15 同39頁。
 - 16 同42頁以下。
 - 17 同16頁以下。
 - 18 https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/1sg0500/detail?lawId=428M60000110003#C
 - 19 これに「消防訓練・防災訓練」および「防犯・交通安全指導」が1日8時間加えられている。
 - 20 これに「日本の交通事情について」と「交通規則(災害事例説明)マナーについて」、「安全衛生と健康管理について」、「緊急災害及び地震と防災の対応について」が2日間16時間加えられている。
 - 21 Ulrike Gaidosch/Christine Müller: Zur Orientierung. Basiswissen Deutschland. 7. Auflage. 2017. Ismaning (Hueber Verlag).
 - 22 2020年11月現在で、「100 Stunden Deutschland」Erst Klette Sprachen, 2017; „Mein Leben in Deutschland –der Orientierungskurs–, Hueber Verlag, 2018; „miteinander leben“ Landeszentrale für politische Bildung Baden-Württemberg. 2020 (9. Aufl.); „Orientierungskurs“ Cornelsen Verlag 2017: „Zur Orientierung“ Hueber Verlag 2017 (7. Aufl.) の5種類である。https://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Integration/Integrationskurse/Lehrkraefte/liste-zugelassener-lehrwerke.pdf?__blob=publicationFile 5頁。
 - 23 課題やグループ学習等に使用されるものを除く。また、コラージュによるものなど分類が困難なものがあるのでこれらの数字はあくまでも参考値と考えられたい。
 - 24 今井香苗「難民受け入れと定住・自立支援の日独比較 ―統合の取り組みと教材の観点から―」(金沢大学国際学類2020年度提出卒業論文)43頁。
 - 25 『日本の生活案内』での写真使用の例としては、玄関(27・28頁)、ゴミ収集車(47・48頁)、ATM(93・94頁)、交番(127・128頁)、消防署(129頁・130頁)、電話機(165頁・166頁)などである。
 - 26 『日本の生活案内』121・122頁。
 - 27 『オリエンテーションのために』にはCDがついており、音声を聞いての課題が全体で32ある。
 - 28 『オリエンテーションのために』69-71頁。
 - 29 上述のドイツD州E市の「市民大学」で行われているオリエンテーションコースの講師等に対するインタビューによる。

Germany's Orientation Course (Orientierungskurs):

Comparing Textbooks Used in Germany's Orientation Course with *Guide to Life in Japan*, Intended for Use by Technical Interns

SHIMURA Megumi

Abstract

Germany has implemented an integration course (Integrationskurs), which consists of both a language course (Sprachkurs) and an orientation course (Orientierungskurs), covering content related to German society, politics, and culture. The orientation course uses a textbook based on regulations (Verordnung über die Durchführung von Integrationskursen für Ausländer und Spätaussiedler) and a curriculum (Curriculum für einen bundesweiten Orientierungskurs) and is conducted with the aims of 'generating understanding of German state institutions', 'cultivating positive assessment concerning Germany', 'conveying knowledge regarding the rights and responsibilities of residents and citizens', 'developing the ability to get information independently', 'building societal participation capabilities', and 'acquiring the ability to understand different cultures'.

In this paper, the orientation course's characteristics are brought to the forefront, via a comparison of its textbooks with Japan's *Guide to Life in Japan*, a text aimed at technical interns. Efforts of different countries, including Germany, to create and deepen understanding of their culture, history, and society, as well as nurture tolerance for diverse cultures, also provide suggestions and implications for Japan, which is henceforth expected to undergo an increase in the number of foreigners permanently residing in the country.

Keywords: Germany, Integration Course, Orientation Course, Technical Interns,
Japanese Society and Culture, Integration Policies